子育て応援特別手当とは

B

子育て応援特別手当は、平成20年10月30日に決定された「生活対策」の一環です。

多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。

対象となる子ども

平成20年度において小学校就学前3年間に該当する子ども(具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども)であって、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども(具体的には 生年月日が平成2年4月2日以後の子ども)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくことと

なります。※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。手当の支給は、1回払いとなります。

中請の手続き

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に対して申請を行っていただくことが必要です。

手当の受け取りは、原則として、口座 振込みとなります。 手当の申請受付の開始は、各市町村により異なりますので、お住まいの市町村にお問い合せください。

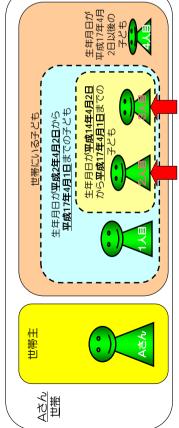
申請期限は受付開始から6ヶ月となっています。対象となる方は、忘れずに申請をして下さい。

※申請の際には、ご本人の確認をさせていただきますので、運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書などをお持ちください。

※振込み口座の氏名と番号を確認するため、申請には通帳の写しを添付してください。

※ゆうちょ銀行を振込先とする場合には、通帳の記号・番号を記入することになります。

子育て応援特別手当(Aさん、Bさんの場合)



7.2万円

3.6万円×2人=

Aさんへの子育て

応援特別手当

手当の対象となる子ども

世帯にいる子ども 生年月日が<u>平成2年4月2日</u>から <u>世帯にいる子ども</u> <u>里成17年4月1日までの子とも</u> <u>年年月日が</u> <u>単帯にいる子ども</u> <u>里成17年4月1日までの子とも</u> <u>早年月日が</u> <u>平成17年4月</u> <u>2日以後の</u> 子とも

手当の対象となる子ども

 Bさんへの子育て

 応援特別手当

 3.6万円×1人=

3.6万円

50